第三十二条中「を受けようとする者」を「（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者」に改め、「（法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）」を削り、同条第二号中「縦六センチメートル横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル横三・五センチメートル」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

第四十九条第一項第二号中「意志決定」を「意思決定」に改める。

第五十一条の四第三号中「給水区域の拡張、給水人口」を「給水対象」に、「特定流域」を「特定区間」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。